

令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験 受験資格および第1次選考試験免除要件の拡大について

令和7年度の三重県公立学校教員の採用にあたり、受験機会を拡大し、教員としての資質に富み、使命感にあふれ、意欲ある人材を選考するため、次の変更を行います。

1 大学3年生等を対象とした試験の実施について

小学校教諭においては、他校種に比べ倍率が低くなっており、次年度の採用試験の実施が確実に見込まれることから、受験機会を拡大することで、より多くの意欲ある方に早期から受験していただけるよう、小学校教諭を希望する大学3年生等^{※1}について、第1次選考試験^{※2}の受験を可能とします。

大学3年生等で第1次選考試験に合格した受験者については、次年度に実施される令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験（小学校教諭）の第1次選考試験のすべてを免除します。

- ※1 大学、大学院、短期大学、専門学校の最終年次の1年前の年次をいう。（いずれの学校にも所属していない科目等履修生は含まない。）
- ※2 今年度実施された令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験の第1次選考試験では、一般選考において筆答試験（教養）及び筆答試験（専門）を実施。

2 第1次選考試験免除要件の拡大について

三重県内の公立学校等において常勤講師等として勤務しながら教員採用選考試験を受験する方の試験にかかる負担を軽減するため、令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験において、申込と同じ校種・教科等の第1次選考試験に合格し、かつ令和6年4月から令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施日までの期間に、三重県内の公立学校等^{※1}において、以下のア～ウのいずれかの職種で任用される予定がある方は、令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験の第1次選考試験のすべてを免除します。

- ア 小学校、中学校、高等学校または特別支援学校教諭申込者においては常勤講師^{※2}
- イ 養護教諭申込者においては常勤の養護助教諭^{※2}
- ウ 栄養教諭申込者においては常勤の臨時学校栄養職員^{※2}

- ※1 三重大学教育学部附属学校を含む。
- ※2 育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭・任期付学校栄養職員として名簿登載期間中の方を含む。

（今年度実施した令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験では、三重県内の公立学校等に勤務している常勤講師等で所定の資格を満たしている場合は、「教職経験者等を対象とした特別選考〔Ⅱ〕」において、第1次選考試験の「筆答試験（教養）」に代えて「人物証明書」による選考としていました。）

3 試験の詳細について

令和6年4月以降に公表する「令和7年度（令和6年実施）三重県公立学校教員採用選考試験実施要項」にてお知らせします。